

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）

新	旧
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 （略） 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等以内の親族（パートナースhip関係の相手方の親族を含む。以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第九条の四第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 （略） 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等以内の親族（パートナースhip関係の相手方の親族を含む。以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第九条の四第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、

新	旧
相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。」の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。」の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
3 （略） （小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）	3 （略） （三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）
第九条の三 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。	第九条の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定め	3 前二項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定め

新	る。 第九条の四 (略) (特別休暇) 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 地方公務員法第二十二条の三第一項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇
旧	る。 （小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第九条の四 (略) (特別休暇) 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 地方公務員法第二十二条の三第一項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇

新	2 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第十六条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 前二号に掲げる措置のほか、区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則 (施行期日)
旧	2 (略)

新	1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (施行前の準備) 2 この条例による改正後の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前において行うことができる。
旧	